

各部（局）長
教 育 長
警 察 本 部 長 殿
公営企業管理者

総 務 部 長

平成27年度予算の編成について（依命通達）

これまでの行財政改革の取組により、収支不足が大幅に縮小するなど、本県財政は改善しているものの、高齢化の進展等に伴う社会保障関係費の累増などから今後も収支不足が見込まれている。さらには、国の財政状況等を踏まえれば、今後の地方一般財源総額の確保も予断を許さないことから、持続可能な財政運営を行うためには、引き続き、財政健全化の取組が求められている。

また、社会経済情勢の変化を捉えた施策を積極的に展開していくためにも、これまでの行革の取組の成果を維持するとともに、コスト意識の徹底を図り、不断の改革・改善に取り組むことで、経費支出の効率化に徹することはもとより、県税をはじめとした歳入確保に努め、財政運営の健全化を図る必要がある。

さらに、最重要課題である教育県岡山の復活や産業の振興・雇用創出をはじめ、人口減少社会など本県が直面している喫緊の課題、南海トラフ巨大地震等の災害、地方分権改革に伴う国と地方の役割分担の見直し、国による各種制度の変更等に的確に対応することが求められている。

このような状況の中、平成27年度予算編成においては、「岡山県行財政経営指針」に基づき、これまでの行革の成果を今後とも維持するとともに、不断の改革に取り組み、財政規律を守った持続可能な財政運営を行う一方で、本県の更なる発展に向けた好循環を確実なものとするため、「晴れの国おかやま生き生きプラン」に掲げた3つの重点戦略に基づき、教育再生や産業振興をはじめとする各種施策に全力で取り組み、プランの目標について目に見える形で結果を出すとともに、県民にその成果を実感してもらえることを目指して予算編成することとする。

以上のような基本認識を踏まえ、平成27年度予算編成については、次の事項に留意のうえ、適正な予算要求を行うよう命により通知する。

記

1 全般的事項

- (1) 年間総合予算を編成するものとする。
- (2) 「岡山県行財政経営指針」を踏まえた予算要求を行うこと。
- (3) 「晴れの国おかやま生き生きプラン」に掲げる「教育県岡山の復活」、「地域を支える産業の振興」、「安心して豊かさが実感できる地域の創造」の3つの重点戦略などにに基づき重点的に推進する施策・事業等、特に人口減少問題など喫緊の課題を克服するためのものについては、部局間の予算配分にとらわれず、重点的に財源を配分することとする。

このため、予算要求に当たっては、別紙「平成27年度重点的に推進すべき施策に関する方針」を踏まえ、本県の更なる発展に向けた好循環を確実なものとし、全ての県民が明るい笑顔で暮らす「生き生き岡山」の実現に向けて実効性の高い施策・事業について、既存事業の整理・見直しを図りながら積極的に取り組むこと。
- (4) 各部局を横断する施策・事業の推進に当たっては、各部局の関連施策事業を相互に把握するとともに、政策推進会議等における協議結果を踏まえながら、関係部局が連携して取り組むこと。
- (5) 要求に当たっては、経済状況の好転に伴う物価及び賃金上昇、現下の燃料費・光熱費の高騰を踏まえ、更なる効率化等の工夫により必要な財源を確保するなどした上で、上昇分を適切に要求に反映させること。
- (6) 事業再点検に関する有識者会議からの報告を踏まえ見直しを行ったものについては、その結果を適切に反映させること。
- (7) 現場の実情を十分に踏まえ、時代の変化に即座に対応し、県民の求めるタイミングで行政サービスを提供するなど、スピード感のある県政の推進に努めること。また、ユニバーサルデザインに配慮した施策の企画・立案に努めること。
- (8) 事業選択に当たっては、民間や市町村の役割分担に留意し、広域自治体たる県としての責任を有するものや県の戦略に沿ったものに重点化すること。
- (9) 正確な需要予測や費用推計をもとに分析を行うとともに、多様な施策の中から施策目的の達成に最適な事業を選択すること。
- (10) 受益者負担の観点から適切な自己負担を求めるべきものなどについては、事業の制度設計の際に留意すること。
- (11) 要求に当たっては、必要に応じ、市町村や関係機関等との調整を適切に行うこと。
- (12) 更なる創意工夫を凝らし、引き続きあらゆる歳入確保対策に全力で取り組むこと。
- (13) 予算要求に当たっては、国の動向等、情報を的確に把握し、過大・過小に見積もることなく適正な要求に努めること。
- (14) 今後、国の社会保障・税一体改革を含めた予算編成及び地方財政措置等が明らかになるのに合わせ、適時適切な対応が必要になると見込まれることから、改めて通知することも考えられるので留意すること。

2 歳入に関する事項

- (1) 県税については、課税客体の完全把握に努めつつ、今後の経済動向、地方税制の改正及び過去の実績等を踏まえ、的確な収入見込額を算定すること。
また、収入率の向上のために、特別徴収を推進するとともに、差押え並びに公売及び取立の迅速化など滞納整理等を積極的に行っていくこと。
- (2) 地方交付税については、国の動向を見極めつつ、地方財政計画等に基づき、的確に算定すること。
- (3) 県債については、引き続き発行総額の抑制を図るとともに、後年度への財政負担に十分配慮しつつ、必要な起債額の確保を図ること。
- (4) 国庫支出金については、国の動向を十分把握するとともに、本県の実情に即して事業の緊急度、効果を検討し、真に行政効果があるものについてのみ受け入れることとし、確実な収入見込額を計上すること。
- (5) 使用料、手数料については、受益者負担の適正化の観点から一層の適正化を図ること。
- (6) 財産収入については、未利用・低利用の県有資産等についてはあり方を検討し、保有する意義の少ないものについては、積極的に売却するとともに、貸付等、資産の有効活用を進めることにより、収入の確保に努めること。
- (7) 分担金、負担金については、受益の程度等を考慮して、負担の適正化を図ること。
- (8) 寄附金については、一定額以上の寄附者に対する謝礼として、特産品等の贈呈を始めたことを踏まえ、ふるさと納税制度の更なる普及啓発を図ること。
- (9) 諸収入及びその他の収入については、宝くじの販売促進等積極的に収入の確保に努めるとともに的確な見積もりを行うこと。
- (10) 県税以外の滞納債権については、圧縮目標の達成に向けて、その縮減に努めること。また、払いたくても払えない者等に対する一定の配慮に留意しつつ、債権対策室とも連携し、本県が一丸となり組織を上げて最大限回収することとしたうえで、的確な見積もりを行うこと。

3 歳出に関する事項

- (1) 「岡山県行財政経営指針」等を踏まえ、事業区分ごとに次の基準により要求を行うこと。

なお、平成27年10月1日に消費税率が改定されることとなれば、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のため、その影響額について、要求基準に別枠を加算する措置を講ずることとする。(以下、「消費税増税影響額を加算した額を要求上限とする」とあり、要求上限に加算を行うのは、消費税率が改定された場合に限る。)

ア 義務的経費

過去の執行実績を踏まえて、現行の見積方法を精査するなど、必要最小限の所要額での要求とすること。

イ 一般行政経費(事業費・運営費)

別紙「平成27年度重点的に推進すべき施策に関する方針」を踏まえ、本県

の更なる発展に向けた好循環を確実なものとし、全ての県民が明るい笑顔で暮らす「生き生き岡山」の実現に向けて実効性の高い施策・事業については、緊急性や費用対効果などの観点から、財政当局と協議・調整を行った上で厳選し、所要額の要求を認める。

上記施策・事業等の財源を確保するために、

- ・ 事業費については、これまでの行革による見直し内容の維持、事業のさらなる選択、国からの財源等の有効活用、経費節減の徹底などにより、一般財源ベースで平成26年度当初予算額の98%（産業労働部、教育委員会は平成26年度当初予算額の同額）に消費税増税影響額を加算した額を要求上限とする。産業労働部、教育委員会については、既存施策・事業の組み替え等により重点的に推進する施策・事業等を積極的に要求することとし、要求内容については、十分に財政当局と協議・調整を行うこと。
- ・ 運営費については、これまでの行革による見直し内容の維持、コスト意識を持った調達方法の検討や見積方法の検証、経費節減の徹底などにより、事業費ベースで平成26年度当初予算額の同額に消費税増税影響額を加算した額を要求上限とする。

このほか、運営費については、個別管理事業（PFI事業者に対するサービス購入費等）及び行革の推進に資するもので財政当局が認めたものは、所要額の要求を認めることとし、施設修繕経費等は、原則として要求上限内での要求とする。

また、行財政経営指針において、県有施設を戦略的に管理・活用していくため、ファシリティマネジメントを活用し、施設情報の一元化・共有化を進め、維持管理経費の縮減や施設の集約化、計画的な長寿命化対策等に取り組むこととしており、その取組の一環として、耐震化工事の優先順位を決める際の前提となる耐震診断を実施していない施設（原則として、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく「特定既存耐震不適格建築物」を想定）については、来年度中に実施すること。

なお、耐震診断に要する経費について、要求上限内での対応が困難な場合には、個別に協議を行うこととする。

ウ 投資的経費（公共事業等費）

道路・橋梁等の計画的な維持修繕、適切な管理に取り組むとともに、老朽化対策・事前防災・減災対策を中心に必要な社会基盤整備を進めるため、補助・単独公共事業と維持修繕経費を合わせた地方負担額（県債＋一般財源）ベースで平成26年度当初予算額の同額に消費税増税影響額を加算した額を要求上限とする。

なお、維持修繕経費は、原則として一般財源ベースで平成26年度当初予算額の同額に消費税増税影響額を加算した額の110%までの要求を認めることとし、110%を超える要望がある場合には、柔軟に対応する。その際、充当する特定財源の総額は平成26年度当初予算額を上限とする。

このほか、一定規模以上の建築公共事業（県立学校の耐震化、警察本部庁舎

整備)は個別管理とし、必要所要額を精査した上で要求を認める。

また、施設の大規模修繕事業については、財政当局が認めたものについて、所要額の要求を認めることとする。

(2) 上記要求基準に併せ、次の点に留意のうえ要求を行うこと。

ア 義務的経費については、必要最小限の所要額とし、次の点に留意して的確な見積もりを行うこと。

- ・ 人件費については、組織の簡素化、職員数削減などに応じ必要最小限を見積もること。

- ・ なお、給与費の算定及び上記に関連する事項については、別途指示するところによること。

- ・ 公債費については、近年の金利水準を踏まえ、金利変動リスクを勘案しつつ、適切な要求を行うこと。

- ・ 社会保障関係費については、社会保障制度改革など国の動向に十分留意し、要求を行うこと。

イ 一般行政経費(事業費)については、国の予算編成等の動向に留意しながら、特に次の点に留意すること。

- ・ 国庫補助事業においては、新規事業はもとより、継続事業についても、事業の必要度、緊急度を十分検討のうえ、安易に受け入れることなく真に行政効果があるものに限定すること。

- ・ 補助率の変更等による任意の県費つぎ足しなどは行わないこと。

- ・ また、補助事業に係る超過負担についてはその解消について特段の努力を払うこと。

- ・ 県単独の補助金や貸付金については、必要性・緊急性・効果等を検討し、真にやむを得ないものに限定すること。

- ・ 負担金については、特に法的根拠に留意することとし、根拠が乏しいものや必要性が薄れたものについては廃止・縮減を図ること。

ウ 一般行政経費(運営費)については、電気料金をはじめ、可能なものについては競争入札を取り入れるなど、あらゆる創意と工夫を凝らし、消耗品や備品費、賃金など事務関係経費の節減に最大限の努力を払うものとし、必要最小限の要求を行うこと。

また、維持管理経費の縮減や資産の有効活用、遊休資産の売却を促進するため、ファシリティマネジメントの取組を推進すること。

エ 投資的経費(公共事業等費)については、事業の必要性や熟度、費用対効果、地方負担額の状況、内示見込額等を勘案のうえ、見積もること。

また、アセットマネジメント手法を活用するなど、計画的な維持修繕、大規模施設の長寿命化等将来にわたって適切な管理を行い、公共施設の維持修繕費・更新費の最小化・平準化を図ること。

(3) 新たな情報システムの開発・導入、既存システムの変更及び保守・運用など情報化に関する予算要求については、情報政策課に協議し、十分調整を行うこと。

(4) 包括外部監査、行政評価、公共事業評価、大規模施設建設事業評価、試験研究

機関の外部評価など各種評価結果に基づき、施策及び事務事業の徹底した見直しを行い、適切な要求を行うこと。

4 債務負担行為に関する事項

債務負担行為の設定に当たっては、その内容や将来の財政負担を十分検討したうえで、真に必要なものに限定すること。

5 特別会計、企業会計に関する事項

特別会計、企業会計予算については、当該会計の健全運営に十分留意し、また一般会計との経費負担区分の明確化を図ったうえで一般会計に準じて編成するものとし、経営の簡素合理化、能率化に努めるとともに、受益者負担の均衡を図るうえからも料金等の適正化を検討すること。

平成27年度重点的に推進すべき施策に関する方針

晴れの国おかやま生き生きプランを総合的、効果的に推進するため、平成27年度において重点的に推進すべき施策については、次のとおりとする。

1 基本方針

県政の基本目標である「生き生き岡山」の実現に向け、人口減少など時代の潮流や変化を的確に捉えるとともに、県民ニーズ等を十分に把握し、適切な役割分担の下、市町村をはじめ様々な主体と協働しながら、全庁一丸となってプランに掲げる施策を積極的に推進する。

2 人口減少問題の克服に向けた取組

人口減少問題については、その克服のために講ずべき対策の方向性に関し、年度内を目途にとりまとめるべく、人口減少問題対応プロジェクトチームにおいて検討しているところであるが、少子化対策、教育再生・地域振興を通じた魅力ある郷土岡山づくり、労働力の確保等に関する施策で、喫緊に講ずべきものについては、プロジェクトチームにおける検討を踏まえつつ、重点化を図りながら、強力に推進することとする。

3 重点戦略ごとの重点的に推進すべき施策

(1) 教育県岡山の復活

子どもたちが落ち着いて学習できる環境の整備

(施策例)

就学前教育の充実、不登校・長期欠席対策の推進 等

授業・補充学習の充実等による児童生徒の学力向上

(施策例)

授業改革推進等による教える技術の向上、学校や地域における放課後学習支援の充実 等
家庭における教育力の向上等による児童生徒の生活習慣・態度の改善

(施策例)

家庭学習習慣の確立に向けた取組の推進、食育を通じた児童生徒の生活習慣の改善 等
健全な学級・学校づくりや地域との連携による児童生徒の豊かな心の育成

(施策例)

児童生徒の集団活動や地域活動の充実、スマホ・ネット問題に関する総合的な対策の推進、
子ども・若者の規範意識の向上 等

国際化に対応した教育等の推進による次代を担う人材の育成

(施策例)

グローバル人材の育成の基盤となる語学力やコミュニケーション能力の向上 等

(2) 地域を支える産業の振興

企業誘致や水島コンビナートの競争力強化等による民間投資の促進

(施策例)

地域特性を踏まえた企業誘致の推進、県有地を活用した産業団地の開発、市町村営産業団地の開発支援、水島港内の航行環境の整備 等

新製品・新技術開発の促進や販路拡大支援等による市場競争力のある中小企業の育成

(施策例)

経営革新や新分野進出等への支援、岡山の強みを生かした産業クラスターの形成 等

魅力的な観光素材の開発・情報発信や岡山空港定期路線の充実等による観光客誘致

(施策例)

運輸・旅行者と連携した旅行商品開発の促進、岡山後楽園の魅力の向上、アジア地域での認知度向上とプロモーション活動の強化 等

県産農林水産物のブランドの確立など儲かる産業としての農林水産業の実現

(施策例)

首都圏や海外でのブランディングの推進、C L T等の普及促進や安定供給体制構築の支援、企業による農業経営等の促進、鳥獣被害の防止対策の推進 等

県内産業が必要とする人材の育成と地元定着の促進

(施策例)

県外出身大学生の県内就職の促進、県内出身者のUターン就職等の促進 等

意欲と能力のある女性の就職促進や働きやすい環境づくり

(施策例)

女性を対象とした就職相談等の充実、ワークライフバランスに関する企業啓発の推進 等

(3) 安心して豊かさが実感できる地域の創造

心と体の健康づくりの推進と安心して暮らせる地域の創造

(施策例)

地域における医療・介護提供体制の整備、健康寿命の延伸に向けた取組の充実、感染症対策の推進、危険ドラッグ対策の推進 等

結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえるトータルサポート

(施策例)

結婚サポートの強化、妊娠・出産・産後のケアの充実、父親の育児参加の促進 等

大規模自然災害等に対する防災力の強化

(施策例)

消防防災ヘリ拠点の移転・整備、大規模建築物等の耐震改修の促進、土砂災害から住民の生命を守るための取組、災害時の市町村への技術支援 等

犯罪抑止対策等の推進による安全で暮らしやすい社会の実現

(施策例)

防犯設備・機器の整備の推進、子供の見守り活動など防犯活動の促進 等
移住・定住の促進や集落機能の維持・強化等を通じた地域づくりの推進

(施策例)

地域おこし協力隊等による地域活性化の取組の促進、生活を支える公共交通の維持・確保、
移住希望者のニーズに即したきめ細かな情報提供の実施 等

身近な生活環境の快適性向上や循環型社会形成の推進

(施策例)

環境負荷の低減に資する電気自動車等の普及拡大、兎島湖の水質改善の促進 等
生涯にわたり文化やスポーツに親しむことができる環境づくり

(施策例)

若い世代が気軽に芸術文化に触れる機会の提供、健康づくりに資するスポーツ活動推進の
ための環境整備 等

岡山県の知名度向上とブランドの確立

(施策例)

おかやまマラソンの開催や首都圏アンテナショップを活用した戦略的な情報発信、イメー
ジアップ戦略の充実強化 等